

一般社団法人日本塑性加工学会におけるマイナンバー
の取り扱いと御提供のお願い

平成 27 年 10 月にマイナンバー制度が施行され、平成 28 年 1 月以降、本学会でも同法に定める手続きについてマイナンバーの記載が必要となりました。それに伴い、本学会におけるマイナンバーに対する関連規程を平成 27 年 12 月 21 日開催の理事会において制定いたしましたので御報告致します。今後、マイナンバーのご提供をいただくことになる会員の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、御協力を宜しくお願いいたします。

1. マイナンバーの取り扱いに関して：
マイナンバーにおける「特定個人情報保護規定」ならびに「特定個人情報安全管理細則」に基づき厳正に取り扱いをさせていただきます。
2. マイナンバー利用目的：
本学会は下記の事務手続きに於いて、会員の皆様のマイナンバーを使用いたします。
「報酬、料金、契約金および賞金の支払い調書」の作成事務
3. マイナンバーをご提供いただく方：
本学会から各種謝礼等をお受け取りになられた方で、
毎年 1 月から 12 月中に源泉所得税等を含む各種謝礼等の支払い金額が、年間 5 万円を超える方が対象となります。

マイナンバーを御提供いただくことが必要となった時点で、事務局から御連絡いたします。
宜しくお願いいたします。